

連続学習会： 学ぼう「憲法」 ～「改憲」させないために

【第1回】 日本国憲法を学び直そう

日時 2013年12月16日(月)18:30～20:30

場所 四谷地域センター 11階 集会室2

(地下鉄丸ノ内線新宿御苑前又は四谷3丁目下車)

講師 石川多加子さん(金沢大学)

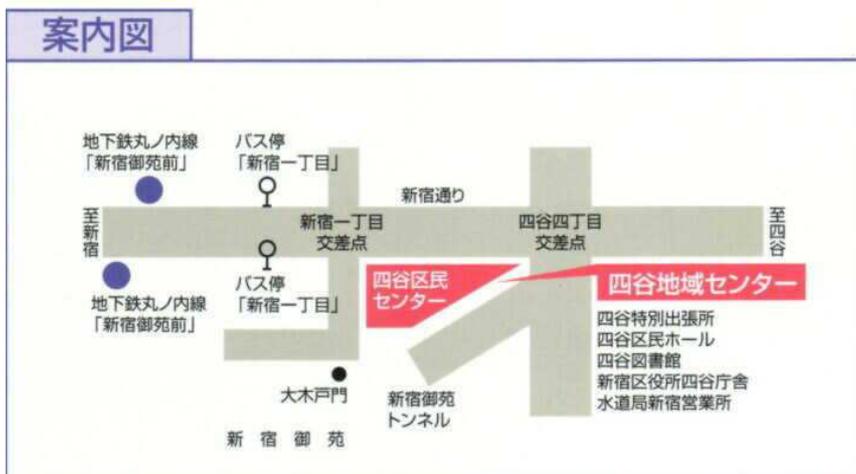
※石川さんは子どもと法・21通信2013年9月号(憲法特集:通巻150号)で「わたしの憲法講義—教員を志す学生に向けて」を執筆してくださいました。

2012年に公開された自民党の「日本国憲法改正草案」はめっちゃくちゃで、2005年「自民党憲法草案」より数段も「過激」です。「改憲」というと「9条」が頭に浮かびますが、9条「改正」だけでなく、「個の尊重」という憲法の基本が否定され、立憲主義の考えが無視されているのです。「改正」内容も改正可能限度を超えた「新憲法の制定」、クーデターとしか言いようのないものです。日本国憲法下でまがりなりにも民主主義と人権尊重を基軸にしてきた日本。自民党の改憲案でこの国の形が大きく変わってしまうのです。

7月の参院選で改憲勢力が大きく数を伸ばしましたものの、非改選数をあわせると改憲勢力は改憲発議に必要な数までは届きませんでした。この3年間に改憲勢力の拡大と解釈改憲の拡大が目論まれることは必須です。自民党は集団的自衛権合憲解釈に着手しました。

この3年間に勝負です。何としてもこの状況を阻止したい。今回の連続学習会は、このような緊迫した状況にあることをあらためて認識し、わたしたち自身が①憲法とはわたしたちにとってどのような意味をもっているのか、②日本国憲法はどのようなものか、③「改憲する」というのはどういうことか、④自民党の改憲案の問題点、これらを深く学びたい。そのうえで改憲の危険さを多くの人に伝え、改憲阻止の輪を広げたい。このような声を受けて企画しました。

ぜひ多くの方のご参加をお待ちします、(参加費：500円)



【主催】

子どもと法・21

連絡先：石井法律事務所

(tel 03-3353-0841)